

お知らせ

2024年 7 月 19 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 4 号機

重大事故等対処設備（電源設備）に係る定められた動作確認期間の超過について

玄海原子力発電所 4 号機（加圧水型軽水炉、定格電気出力118万キロワット）の重大事故等対処設備である大容量空冷式発電機等について、2024年 6 月24日に実施した動作確認が保安規定に定める期間を 4 日間超過しており、当該期間において運転上の制限を満足していなかったことを確認しました。

このため、本日16時00分、6 月21日に運転上の制限から逸脱していたことを判断するとともに、6 月24日に実施した動作確認の結果に問題がなかったことから、運転上の制限から復帰していたことについても同時に判断しました。

原子力発電所の安全性に問題はなく、本事象による環境への放射能の影響はありません。

なお、当該設備について、設置以降、本事象以外に動作確認期間の超過がなかったことを確認しました。今後、当該事象について、原因を調査してまいります。

(参考)

- ・ 大容量空冷式発電機
交流電源が喪失した場合に電源を供給する空冷式の非常用発電機
- ・ 保安規定に定める大容量空冷式発電機等の動作確認頻度

項 目	頻度
大容量空冷式発電機	1 か月に 1 回※
大容量空冷式発電機用給油ポンプ	
重大事故等対処用変圧器受電盤	
重大事故等対処用変圧器盤	

※31 日+7 日以内に管理

以 上



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」

そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。

それが、私たち九電グループの思いです。